

中泊町農業委員会会議録

令和2年1月22日

中泊町農業委員会

令和元年度中泊町農業委員会 1月定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月22日(水) 午後13時30分～

2. 開催場所 小会議室1

3. 出席委員(人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	澤田 健吾	2番	大川 勝仁
			4番	葛西 誠
	5番	青山 邦栄	6番	藤田 次男
	7番	小野 美恵子	8番	瓜田 益子
	9番	坂本 朝彦	10番	成田 誠
	11番	外崎 満幸	12番	神 良一
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(人)

委 員	3番	工藤 輝雄		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第17号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第18号 農地移動あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第28号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第29号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第30号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する適格者について

議案第31号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明(農業経営)について

協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 竹 谷 覚

次 長 古 川 明 彦

係 長 打 越 賢 一

7. 会議の概要

事務局

ただいまから、令和元年度中泊町農業委員会1月定例総会を開会いたします。

本日の出席委員数は 名です。従って定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。

はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。

会長
議長

本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます

これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。

会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員、および会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、議事録署名委員は、7番小野美恵子委員、8番瓜田益子委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員古川次長と打越係長を指名いたします。

以上で日程第2を終わります。

それでは、日程第3の報告第17号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第17号

事務局

3ページをお開きください。報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。
令和2年1月22日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の賃貸借の合意解約は、6件ございました。内容については、資料をご覧ください。報告第24号については、以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第17号について、何かご意見等ございましたか。

(意見なし)

議 長 無いようですので、報告第18号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第18号

事 務 局 20ページをお開き下さい。報告第18号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(令和元年12月実施分)の結果について、別紙のとおり報告する。令和2年1月22日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。12月分の農地移動あっせん申し出は7件ございました。内容については、申出一覧表をご覧いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。ただいまの報告第18号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議 長 無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎ 議案第28号

議 長

議案第28号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局

23ページをお開き下さい。議案第28号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第3条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求め。令和2年1月22日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長

議案第28号について、受付番号42番から46番に関係する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

葛西委員

4番 葛西です。
それでは報告いたします。去る1月11日、私と青山委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は所有権移転が7件ございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局

今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号43番から49番の7件ございました。内訳は、売買が3件、農地移動適正化あっせん事業による売買が4件です。

28ページをお開きください。受付番号43番は、尾別字胡桃谷地内の1筆の田8,033平方メートルの売買です。譲受人は、譲り渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま。

受付番号44番は、豊島字豊本、同所字千鳥地内の3筆の畑と田、545平方メートルの売買です。譲受人は、譲り渡し人同様にそ菜と米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま。

受付番号45番は、宮野沢字宮野沢地内の2筆の畑475平方メートルの売買です。譲受人は、譲り渡し人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま。

次のページをご覧ください。受付番号46番は、尾別字胡桃谷地内の2筆の田4,973平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は、譲り渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま。

受付番号47番は、宮野沢字浦島地内の4筆の田11,940平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は、譲り渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

30ページをお開きください。受付番号48番は、田茂木字若宮地内の1筆の田6,394平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は、譲り渡し人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号49番は、高根字小金石地内の4筆の田3,567平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号42番から46番について、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議 長 何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議 長 ないようですので、お諮りいたしします。議案第29号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第28号は原案のとおり決定いたしします。

◎議案第29号

議 長 議案第29号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 28ページをお開き下さい。議案第29号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求めらる。令和2年1月22日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページお開き下さい。それではご説明いたします、令和2年1月20日付け中農政第206号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

30ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が9件です。内訳は公益社団法人青森農林業支援センターから認定農業者への売渡が4件と、公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が5件となっています。

事務局

受付番号28番、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は3,116㎡です。売買価格は71万2千円です。対価の支払い期限は令和2年1月30日を予定しております。

受付番号29番、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、八幡字日向の農地2筆、地目は田、面積は5,973㎡です。売買価格は238万9千円です。対価の支払い期限は令和2年1月30日を予定しております。

受付番号30番、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は3,878㎡です。売買価格は97万円です。対価の支払い期限は令和2年1月30日を予定しております。

受付番号31番、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、薄市字花持の農地2筆、地目は田、面積は2,901㎡です。売買価格は72万5千円です。対価の支払い期限は令和2年1月30日を予定しております。

受付番号32番、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、富野字田今の農地2筆と豊岡字緑川の農地1筆、地目は田、面積は13,464㎡です。売買価格は538万5千円です。対価の支払い期限は令和2年1月30日を予定しております。

受付番号33番、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は12,408㎡です。売買価格は372万2千円です。対価の支払い期限は令和2年1月30日を予定しております。

受付番号34番、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、豊岡字三笠の農地1筆、地目は田、面積は3,709㎡です。売買価格は148万3千円です。対価の支払い期限は令和2年1月30日を予定しております。

受付番号35番、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地2筆、地目は田、面積は5,800㎡です。売買価格は120万円です。対価の支払い期限は令和2年1月30日を予定しております。

受付番号36番、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地4筆、地目は田、面積は6,766㎡です。売買価格は135万円です。対価の支払い期限は令和2年1月30日を予定しております。

所有権の移転につきましては以上です。

続きまして、43ページから50ページをご覧ください。今月の利用権設定は新規が7件、再設定が13件で面積は再設定、新規合わせて162,287平方メートルです。

43ページをお開きください。受付番号99番は再設定で、設定する農地は高根地内の2筆の「田」5,040平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。

受付番号100番は新規の設定で、設定する農地は宮川地内の1筆の「田」4,783平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり¥30,000、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。

受付番号101番も新規の設定で、設定する農地は宮川地内ほか2筆の「田」16,343平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり¥30,000、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。

44ページをお開きください。受付番号102番も新規の設定で、設定する農地は宮川地内の1筆の「田」10,020平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり¥30,000、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号103番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」15,389平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号104番も新規の設定で、設定する農地は豊島地内の1筆の「田」5,312平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

次のページをご覧ください。受付番号105番は再設定で、設定する農地は薄市地内の1筆の「田」916平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

事務局

受付番号106番も再設定で、設定する農地は薄市地内の6筆の「田」5,978平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

46ページをお開きください。受付番号107番は新規の設定で、設定する農地は薄市地内の7筆の「田」18,527平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号108番は再設定で、設定する農地は薄市地内の5筆の「田」14,349平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

次のページをご覧ください。受付番号109番も再設定で、設定する農地は尾別地内の1筆の「田」12,269平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号110番も再設定で、設定する農地は福浦地内の1筆の「田」9,049平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり¥10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

48ページをお開きください。受付番号111番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」3,001平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号112番も再設定で、設定する農地は宮川地内の2筆の「田」9,516平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号113番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」2,080平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり¥20,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

次のページをご覧ください。受付番号114番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」4,663平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり¥25,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号115番は再設定で、設定する農地は宮川地内の1筆の「田」4,048平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号116番も再設定で、設定する農地は深郷田地内の1筆の「田」6,833平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり¥30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

50ページをお開きください。受付番号117番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の3筆の「田」11,059平方メートルです。期間は6年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号118番は再設定で、設定する農地は宮川地内の1筆の「田」3,082平方メートルです。期間は2年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米4俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第28号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第28号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第30号

議長 議案第30号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 66ページをお開きください。「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」農地等の一括贈与に係る下記の贈与者及び受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の規定する適格者であることの承認を求める。
令和2年1月22日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。平成31年1月定例会から令和元年12月定例会までの間で、全部贈与の申請が18件ございました。このうち適格者の要件を満たしている該当者が1名ございましたので、該当者からの申請があった場合、適格証明書を交付するため提案したものであります。。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第32号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第32号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第31号

議 長 議案第31号「贈与税の納税猶予及び不動産取得法の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題といたします。事務局より議案の説明と朗読をお願いします。

事 務 局 68ページをお開きください。「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について」贈与税の納税猶予の特例を受けている下記の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の適用の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。なお、証明願いが遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き追加し承認するものとする。
令和2年1月22日提出 中泊町農業委員会会長。

事 務 局 次のページをお開き下さい。継続届出書提出予定一覧表ですが、継続件数が9件、贈与者死亡により免除申請が1件ございます。該当者につきましては、全農地を耕作していることを現地及び資料等を基に確認しております。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第33号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第30号は原案のとおり決定いたします。

議 長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事 務 局 それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申しあげます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議 長

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

その他の件について、委員から何か意見ありませんか。

それでは、以上をもちまして、令和元年度中泊町農業委員会1月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年1月22日

農業委員会
会 長

署名委員

署名委員